

福井市聖苑指定管理者 現地説明会 質疑応答

令和8年7月1日に行いました福井市指定管理者現地説明会でいただきました質疑応答、および7月3日までに文書等でいただきました質疑についての回答を掲示します。

質疑	応答・回答
残骨灰について、残骨灰の売却価格を指定管理者の収入として収支計画を作成し、申請することは可能か。	残骨灰の売却については、福井市が別途契約することを検討しているため、指定管理者の収入とすることはできない（本事業の収支計画に上げることはできない）。
資料は仮申請、本申請ともファイリングが必要か。タグ付けは必要か。	仕様書記載のとおりファイリングをお願いしたい。タグ付けは任意である。
セルフ利用については、来年度から(令和9年度から)ということでしょうか。	そうである。また、仕様書記載のとおり事業報告にも記載してほしい。
業務仕様書 4 本業務の内容 (2) 施設及び設備の維持管理に関する業務 ③燃料費(灯油代) 過去3年間において、実際の灯油使用量が「基準使用量」を超過した実績はあるか。あれば、超過量及び超過金額についてご教示願いたい。	令和5年度～令和7年度の過去3年間で、超過分の燃料費を指定管理者に請求した実績はない。